

 社会福祉法人 はぐくむ会

役員等報酬等に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人はぐくむ会（以下「法人」という。）の業務に従事する理事、監事、評議員、評議員選任解任委員（以下「役員等」という。）の報酬、交通費及び法人業務に携わった時の諸経費について定めるものである。

第2章 報酬等

(報酬)

第2条 理事において、施設、事業所、法人本部事務局等の職を兼務する者（以下勤務理事という。）には、職員給与に加えて勤務実績に応じて役員兼任手当を別表1のとおり支給する。ただし、役員報酬として交通費は支給しない。

2 理事において、勤務理事以外の役員等が理事会、定時評議員会、評議員会、監査会、評議員選任解任委員会、その他の会議等へ出席したとき、またはその他法人業務に携わった時は、次のとおり日当を支給する。

日額10,000円

3 勤務理事以外の役員等が、当法人の会議や委員会に出席したとき、またはその他法人業務に携わった時の交通費は、当法人出張旅費規程に基づき、役員等の居住地から計算し、交通費の実費を支給する。

4 役員等の報酬額は、理事会において、法人の業績と当該役員の役割、職務内容、出勤状況等を総合的に勘案・評価のうえ見直すことができる。

別表1（役員兼任手当）

正規職員	代表理事	日額2,000円
	常務理事	日額1,500円
	理事	日額1,000円
嘱託職員	代表理事	日額1,500円
	常務理事	日額1,000円
	理事	日額500円

(報酬の支払い)

第3条 勤務理事以外の役員等の報酬は、各種会議及び委員会、又はその他の法人業務に携わった時の業務終了時に現金にて支給する。

2 勤務理事については、毎月1日に起算し、当月末日に締め切り、翌月の給与支給日（当日が土・日曜日または祝日の場合はその前日）に、金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

3 報酬の支払額は、源泉取得税額を控除した額を支払う。

第3章 出張旅費

(出張旅費)

第5条 役員等が出張した場合の出張旅費は、「社会福祉法人はぐくむ会出張旅費規程」を適用する。

第4章 慶弔見舞金

(慶弔見舞金)

第6条 役員等に対する慶弔見舞金は、「社会福祉法人はぐくむ会慶弔規定」を適用する。

第5章 附則

(改正)

第5条 この規程の改正または廃止する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。